

ソフトバンク株式会社による イー・アクセス株式会社の 株式取得等について

総合通信基盤局 電波部 移動通信課

平成24年11月28日

1. ソフトバンクモバイル及びイー・アクセスによる本年10月1日の報道発表概要

本年10月1日報道発表資料「ソフトバンク株式会社による株式交換を通じてのイー・アクセス株式会社の完全子会社化に関するお知らせ兼ソフトバンクモバイル株式会社とイー・アクセス株式会社の業務提携のお知らせ」より作成

1 概要

- ソフトバンク(株)(純粋持株会社)は、株式交換の手法を用いてイー・アクセス(株)を子会社化することで合意し、本年10月1日に報道発表。
- 株式交換の目的は「相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くことができ、モバイルブロードバンドの普及を一段と加速させていくこと」としており、イー・アクセス(株)の事業の基本方針の変更は予定していない。
- ソフトバンクモバイル(株)とイー・アクセス(株)は、次のように業務提携することで合意。
 - ・ 保有する移動通信ネットワーク※の相互提供
 - ※ソフトバンクモバイル(株)はイー・アクセス(株)に、900MHz帯及び2GHz帯のネットワークを提供
 - イー・アクセス(株)はソフトバンクモバイル(株)に、1.7GHz帯のLTEネットワークを提供
 - ・ 携帯電話基地局の設置場所の共用等での協力
 - ・ 各々の携帯電話取扱店において相互のサービス・商品を販売
 - ・ 共同調達等による携帯電話端末の調達単価の低減
 - ・ 相互のバックボーン(基幹回線)の共用によるコスト低減

2 今後のスケジュール

- イー・アクセス(株)は本年12月7日※に臨時株主総会を開催予定。
(ソフトバンク(株)は株主総会が不要の予定)
- 株式交換の効力発生日は平成25年1月1日※の予定。

※本年11月2日に株式交換の日程の短縮を行うことに合意し、同日付でその旨を報道発表したもの。

2. 報告内容 ①株式交換契約締結の背景について

イー・アクセス(株)、ソフトバンク(株)及びソフトバンクモバイル(株)から説明を受けたところ、概要は次のとおり。

イー・アクセス(株)が株式交換契約を締結した目的及び理由

■ イー・アクセス(株)の説明は次のとおり。

- ・ 当社がソフトバンク社から業務提携及び株式交換契約の要請を受けた時期は、iPhone5の発売とテザリングに代表されるLTEを中心とした市場環境が加速的に変化しており、また1.7GHz帯の新規周波数の拡張が明確でなかったことも重なり、当社では競争対抗上、LTE強化のために事業計画を大きく超えた早期の1.7GHz帯LTEネットワークの拡張強化が急遽必要な状況でした。このネットワークの拡張強化、またソフトバンクモバイル社へのネットワーク提供を通じた収入面でもソフトバンク社との協議は当社にもメリットがあるものと考えました。
- ・ 株式交換契約については、当社からの要望である事業成長のための従来通りの独立した事業体として取締役の過半数確保などガバナンスを維持し、当社ブランド継続と独自のネットワークにてサービス提供(MVNO含む)を行うことが確認できたこともあり、事業計画を大きく超えた早期の1.7GHz帯LTEネットワークの追加的な拡張強化を行うにあたって必要となる低金利での借り入れ・与信枠の拡大等の資金調達面でのサポートをソフトバンク社より得られるという業務提携を更に強固なものとするために必要かつ最適な手法であり、株主利益を損なうものではないと考え、経営判断するに至りました。

協議の経緯及び700MHz帯の認定後短期間で株式交換契約を締結した理由

- イー・アクセス(株)がソフトバンク(株)と株式交換に関する協議を開始したのは、700MHz帯の開設計画の認定の後である。
- イー・アクセス(株)が認定後3か月の短期間である本年10月1日に、株式交換契約を締結した理由は、LTEの重要性が市場において急速に高まったことを背景にして、ソフトバンク(株)との協議において、上述のとおりメリットとなる要因が整ったことから、速やかな経営判断をすることができたためである。

2. 報告内容 ②資金調達方法及び認定計画への影響について

イー・アクセス(株)の資金調達方法について

- イー・アクセス(株)の認定計画(700MHz帯)の実施に当たり、通常の調達方法で資金が不足する場合、協議の上でソフトバンクモバイル(株)から保証提供等の協力を受けることで合意済み。
 - 終了促進措置に係る資金の調達方法については、株式交換後において当初の計画を実施するために必要な措置を別途講じたところ。それ以外については変更の予定はない。
- ※ なお、ソフトバンク(株)は、本年10月15日に米国のスプリント・ネクステル・コーポレーションの戦略的買収(子会社化)について報道発表した。ソフトバンクモバイル(株)の認定計画(900MHz帯)に係る「財務的基礎に関する事項」に関して、現時点で変更の予定はない。

認定計画への影響について

(1) イー・アクセス(株)の認定計画

- 認定計画(700MHz帯)に記載した特定基地局の整備計画(ブースター障害等の防止又は解消に関する計画を含む。)及び終了促進措置(認定開設者間の合意事項を含む。)の実施に関して、現時点で変更の予定はない。
- ※ 株式交換後も700MHz帯及び1.7GHz帯の認定開設者として移動通信事業を営むため、その他の認定計画の実施に当たっても現時点で変更の予定はない。

(2) ソフトバンクモバイル(株)の認定計画

- 認定計画(900MHz帯)に記載した事項について、現時点で変更の予定はない。

2. 報告内容 ③ネットワークの相互提供形態及びイー・アクセス(株)の組織形態について

ネットワークの相互提供形態について

- 両者とも、ネットワークの相互提供については、詳細を検討している段階であり、具体的な提供形態はまだ決まっていない。
- 両者とも、ネットワークの相互提供により認定計画に記載したMVNOの推進等に関する事項を変更する予定はない。
(MVNO標準プランの公表などにより提供条件のオープン化に努めるとともに、資本関係の有無にかかわらずMVNOへの提供を通じて特定基地局の利用を促進していく予定)

イー・アクセス(株)の組織形態について

- イー・アクセス(株)は、ソフトバンクグループの通信事業者として事業を行うことにはなるが、ソフトバンクモバイル(株)との組織統合等の予定はなく、イー・アクセス(株)が通信事業者として独立して事業を行う会社として位置づける予定。
- 現時点において、ソフトバンクの議決権を3分の1未満とする方向で検討している。
- 臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項)に記載の本件株式交換契約によると、イー・アクセス(株)の取締役会の構成は次のとおり。
 - 株式交換実行後の3年間、株式交換実行前にイー・アクセス(株)の取締役会が指名する者3名と、ソフトバンク(株)が指名する者2名で取締役会を構成する。

3. 今後の対応等

今後の対応等

(1) 資金調達方法及び認定計画

- 株式交換契約後、イー・アクセス(株)は上場廃止となるため、認定計画の実施に当たり、同社の資金調達に懸念を有したが、現時点において資金調達が担保されている旨説明を受けた。
- 総務省がこれまで説明を受けた範囲内では、ソフトバンク(株)がイー・アクセス(株)を子会社化することに伴い、イー・アクセス(株)及びソフトバンクモバイル(株)の認定計画を変更する予定は現時点でないと聞いている。
- しかしながら、今後もイー・アクセス(株)及びソフトバンクモバイル(株)が認定計画を着実に実施できるか注視していくことが必要である。そのため、認定期間中は四半期報告によりイー・アクセス(株)及びソフトバンクモバイル(株)の認定計画の実施に支障がないか厳格に確認することとする。
- 総務省による四半期報告の確認の結果については、イー・アクセス(株)及びソフトバンクモバイル(株)の認定計画の実施状況の透明性を確保するため、総務省のウェブサイトにて公表する。

(2) ネットワークの相互提供形態

- ネットワークの相互提供については、現時点で詳細な提供形態は不明であるが、詳細が決まり次第報告を受ける予定。その際、電波法及び電気通信事業法の関係法令等の適用の観点から、必要な手続等について再度確認することになる。

(3) 組織形態

- ソフトバンク(株)は、イー・アクセス(株)を完全子会社化した後、ソフトバンク(株)の議決権を3分の1未満とする方向で検討している旨説明を受けており、詳細が決まり次第報告を受ける予定。